

令和6年4月から義務化される経過措置事項

共通資料3

○次の事項は、令和3年度介護報酬改定で新たに定められ、令和6年3月までは努力義務とされている事項です。

○**令和6年4月から義務化**されますので、まだ対応していない施設や事業所におかれては、令和5年度中に計画的に取り組んでくださるようお願いいたします。

- 1 業務継続に向けた取組の強化……………2～4
- 2 感染対策の強化……………5～6
- 3 高齢者虐待防止の推進……………7～9
- 4 認知症基礎研修の受講の義務づけ……………10
- 5 栄養ケアマネジメントの充実……………11
- 6 口腔衛生管理の強化……………12

1 業務継続に向けた取組の強化 (R6年4月から義務化※)

①業務継続計画の策定 ②従業員へ計画の周知、研修及び訓練

※ 業務継続計画・感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

①業務継続計画の記載事項(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・ 緊急時の対応
(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・ 他施設及び地域との連携

※ 居宅療養管理指導の場合、令和6年度介護報酬改定で、令和9年3月まで義務化が延長される可能性があります。

② 業務継続計画についての従業者への周知、研修・訓練の実施

研修の内容

- ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。
- ・ 研修は年1回(施設系は年2回)以上定期的を実施し、新規採用時にも実施する。
- ・ 研修の実施内容については記録する。

訓練(シミュレーション)

- ・ 訓練は年1回(施設系は年2回)以上定期的を実施し、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。
- ・ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ・ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない
- ・ 訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

参考資料

- 厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- 厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 介護施設・事業者における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、**参考となる「ひな形」を用意。**

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、**参考となる「ひな形」を用意。**

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



2 感染対策の強化 (R6年4月から義務化)

感染症の予防及びまん延の防止の対策(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

①感染症対策委員会の開催(概ね6月に1回以上)と従業員への周知 ②指針の整備 ③研修及び訓練

※ 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院の場合は、
「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練」(年2回以上)が、令和6年4月から義務化!

① 感染症対策委員会の設置・開催

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておく
- ・ 概ね6月に1回(施設系は3月に1回)以上定期的に開催し、感染症の流行時期等には必要に応じて随時開催する
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない

② 指針の整備

- ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
- ・ 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

③ 感染症(※及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

※は施設系(介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院)の場合

- ・ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ・ 研修は年1回(※施設系は年2回)以上定期的を実施し、新規採用時にも実施する
- ・ 研修の実施内容については記録する
- ・ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回(※施設系は年2回)以上定期的に行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する
- ・ 訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

参考資料

○ 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaig_o_koureisha/taisakumatome_13635.html

○ 感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaig_o_koureisha/kansentaisaku_00001.html

3 高齢者虐待防止の推進(R6年4月から義務化※)

①運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める

②虐待防止検討委員会の定期的な開催 ③指針の整備 ④研修の実施 ⑤担当者の設置

①運営規程の「虐待の防止のための措置に関する事項」(記載例)

注)運営規程を変更した場合は、10日以内に変更届を提出する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

※居宅療養管理指導の場合、令和6年度介護報酬改定で、令和9年3月まで義務化が延長される可能性があります。

②虐待防止検討委員会の定期的な開催

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい
- ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にする
- ・ 定期的に開催する
- ・ 虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応する
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない
- ・ 他のサービス事業所との連携等により行うことも差し支えない
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ・ 右のような事項について検討し、その結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)について、従業者に周知徹底する

虐待防止検討委員会での検討事項

- 1 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- 2 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

③虐待の防止のための指針の整備

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

④虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・研修は年1回(施設系は年2回)以上定期的に実施し、新規採用時にも実施する。
- ・研修の実施内容については記録する。
- ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

⑤虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

委員会の開催・指針の整備・研修の実施を適切に実施するため、専任の担当者を置く。虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

4 認知症基礎研修の受講の義務づけ (R6年4月から義務化)

介護に直接携わる従業者のうち、資格を有さない従業者に対し、令和6年3月までに認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
(新たに採用した従業者は採用後1年を経過するまでに受講)

※ 訪問介護, 訪問看護, 訪問リハビリ, 福祉用具貸与・販売, 居宅療養管理指導を除く。

受講の対象とならない従業者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、
介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、
介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、
社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、
言語聴覚師、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、
はり師、きゅう師など

5 栄養ケアマネジメントの充実(R6年4月から義務化)

介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院では、
栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととされ、
管理栄養士(※)が入所者の栄養状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行う

- ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。
栄養ケア計画の作成に当たっては施設サービス計画との整合性を図る。(相当の内容を施設サービス計画内に記載する場合は、その記載をもって計画の作成に代えることができる。)
- ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士(※)が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

参考資料

○「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)第4
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

6 口腔衛生管理の強化 (R6年4月から義務化)

介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院では、
基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、
入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
- ② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に計画を見直す。(相当の内容を施設サービス計画に記載する場合、その記載をもって計画の作成に代えることができる。)
イ 助言を行った歯科医師、口 歯科医師からの助言の要点、ハ 具体的方策、
ニ 施設における実施目標、ホ 留意事項・特記事項

参考資料

- 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)第4
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>